

雇均発0427第1号
平成30年4月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る
「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」について（改訂）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に規定する一般事業主の認定については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。以下「省令」という。）第8条にその認定基準等を規定しているが、同条第1項第1号イ(4)に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」（産業平均値）について、今般その改訂を行い、下記により平成30年6月1日から適用することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、平成29年4月24日付雇児発0424第5号「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」について（改訂）」は、平成30年5月31日をもって廃止する。

記

- 1 省令第8条第1項第1号イ(4)に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」については、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の産業別の課長級以上に占める女性労働者の割合の直近の3年度の平均値に基づき別表のとおり定めることとする。
- 2 産業分類は、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあつては、別表の別紙の中分類）により定めたものであること。このうち、農業、林業及び漁業については、対象となる統計の数値がないことから、「産業計」の平均値を用いることとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イ(4)に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」

*適用期間：平成30年6月1日～平成31年5月31日

(別表)

産業分類	産業平均値
産業計	9.2%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2.0%
建設業	2.2%
製造業	別紙による
電気・ガス・熱供給・水道業	2.9%
情報通信業	7.1%
運輸業, 郵便業	5.4%
卸売業, 小売業	5.6%
金融業, 保険業	10.5%
不動産業, 物品賃貸業	6.9%
学術研究, 専門・技術サービス業	6.8%
宿泊業, 飲食サービス業	9.9%
生活関連サービス業, 娯楽業	10.4%
教育, 学習支援業	20.0%
医療, 福祉	43.4%
複合サービス事業	5.7%
サービス業 (他に分類されないもの)	8.8%

※ 上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。

(別紙)

産業分類	平均値
食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業	6.5%
繊維工業	7.4%
木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業	1.8%
パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業	5.3%
化学工業	6.9%
石油製品・石炭製品製造業	3.5%
プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業	2.8%
鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業	1.7%
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	2.5%
電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	3.3%
輸送用機械器具製造業	2.4%
その他の製造業	5.8%

※ 本表の数値は「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。